

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

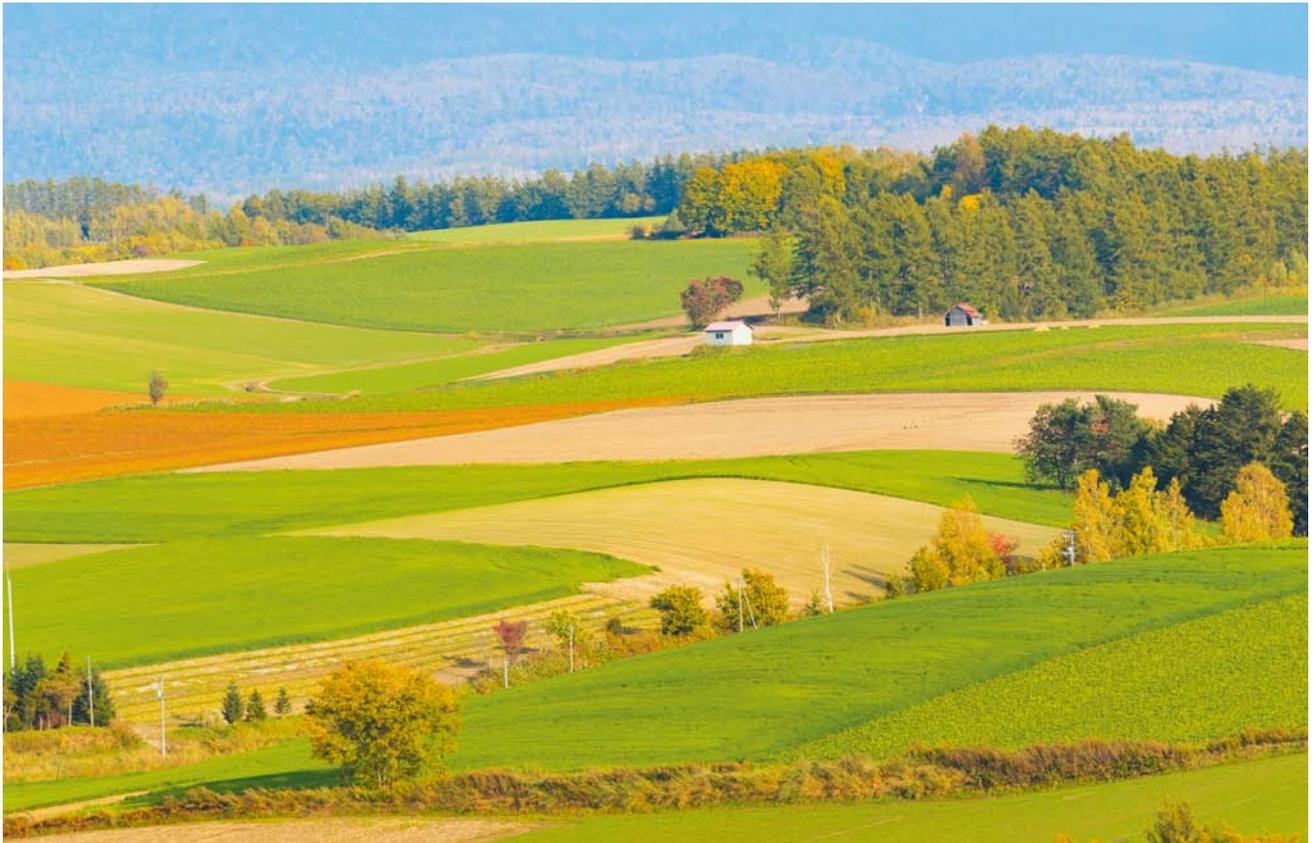
TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<http://www.kmlaw.jp/>

K&M  
レポート

Vol.27

発行：平成30年11月



## 脳や体まで健康にする「笑顔と食事」

最近、脳と体のあらゆる器官が、緊密な連携を取り合っていることが知られるようになってきました。出版されたばかりの「腸と脳」(エムラン・メイヤー著)によれば、腸内の微生物が重要な役割を担い、脳と連携しているとのこと。人類が長い歴史の中で、実に多様な食物に対応できたのも、この腸内微生物のおかげだそうです。

しかし、脂肪分・糖分の取り過ぎや食品加工添加物の摂取には腸内微生物が対応できず、成人病などの発症だけでなく、精神的な不安定、更にはうつ病やアルツハイマー病の原因となることもあるそうです。

そう聞くと切実に食生活にもっと配慮する必要を感じます。

ところで、著者によれば、何を食べているかは半分の要因に過ぎず、食べているときの精神状態が大変重要だそうです。すなわち、強いストレスを受けるなど、ネガティブな強い情動があるときは腸や脳の健康を損なうとのこと。笑顔の大事さはよく言われますが、食事も笑顔であることが大切なようです。

何かとストレスの多い日々かもしれませんが、適宜対応して、笑顔を大事にしたいものです。もし、お役に立てることがあればご遠慮なくご相談ください。

弁護士法人小寺・松田法律事務所  
弁護士 小寺 正史

## 連載 知的財産権 ⑱ 意匠権の基礎知識 1

弁護士  
松田 竜



工業製品のユーザーは、商品の機能ばかりでなくデザインに引きつけられることによって、購入する製品を選択する場合も多々あると思います。そのような工業デザインの創作を保護する権利が意匠権です。

意匠権として保護を受けるためには、特許庁に意匠を出願し、登録を受ける必要があります。登録を受けた意匠を登録意匠といいます。

意匠登録を受けた者(意匠権者)は、業として登録意匠(類似意匠を含む)の実施をする権利を専有します。専有とは、第三者が意匠権者に無断で登録意匠(類似意匠)を使用すると意匠権侵害になるという意味です。

意匠法上、「意匠」とは、物品又は物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいうとされています。物品の部分の形状には、物品の操作の用に供される画像であって、当該

物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの(ディスプレイ等)が含まれます。

視覚を通じて美観を起こさせるものとは、「美」が保護に値するか否かの判断は司法判断にはなじみにくいため、視覚に訴えかけるものであれば良いと考えられています。他方、例えば粉状物等肉眼で判別しにくいものは、視覚に訴えないため「意匠」には該当しません。

意匠権の保護期間は平成19年4月1日出願分から意匠登録後20年となりました(平成19年3月31日出願分までは15年間)。

意匠権と隣接する権利としては、純粋美術を保護する著作権や、コピー商品の保護を行う不正競争防止法があり、区別が難しい場合もあります。

判断に迷われた場合は、弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

つづく

## 信号機が停電した際などの 交通ルール

苫小牧事務所長 弁護士  
中野 正敬



北海道胆振東部地震は道内に大きな被害をもたらしましたが、信号機が停電していたにもかかわらず、地震発生後4日間の人身交通事故の発生件数は平時に比べて少なかったようです。

道警によれば、その原因は運転を控えた人が多かったり、燃料の調達が難しかったことなども考えられるとのことですが、信号機が停電する中で、ドライバーが慎重に運転したことが一番大きかったように思われます。

### 信号機が機能しなくなったときの交通ルール

さて、警察官による交通整理が行われた交差点もありましたが、全く交通整理が行われていない交差点の優先関係はどのようになっているのでしょうか。

道路交通法では、交通整理の行われていない交差点においては、優先道路を通行している場合を除いて、交差道路が優先道路であるときや、通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らか

に広いものであるときは、その交差道路を通行する車両の進行妨害をしてはならないと定めています。要するに、自分の走行する道路が優先道路ではない場合には、優先道路や幅員が明らかに広い交差道路が優先するという意味です。

### 優先の区別が判然としないときのルール

このような優劣関係がない交差点の場合(優先道路同士の場合も含まれます。)、道路交通法では、交差道路を左方から進行してくる車両の進行妨害をしてはならないという、いわゆる左方優先を定めています。左方優先は、日本の道路の車両通行区分が左側通行とされている関係で、相手の車両を右側に発見したときに左側に避ける余地が少ないことによるものです。

地震発生直後にドライバーがこのような意識で慎重に運転したために事故が少なかったのかはさておき、普段の運転においても交通法規を再確認して安全運転に努めることが望ましいと思います。

## 相続法が変わる① 自筆証書遺言の方式緩和

岩見沢事務所長 弁護士 小野田 充宏



昨年、民法の契約法を中心とするルールが大きく変更される民法改正法が成立し、平成32年(2020年)4月1日より施行されます。

その一方で、本年7月には民法の相続に関する改正法等もまた成立し、こちらはもっと早く平成31年1月から順次施行されることとなっています。

相続法改正の内容は多岐にわたりますが、今回は最も早く平成31年1月13日に施行される、自筆証書遺言の方式緩和についてご紹介します。

遺言には主に「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3つがありますが、このうち、自筆証書遺言は、いつでも費用をかけずに作成できるというのが最大のメリットです。

他方、現在の民法では、自筆証書遺言は、遺言の全文のほか、日付や氏名を全て自書しなければならないとされており、書き間違い等を訂正するにも厳しいルールがあります。そして、これ

らのルールに違反すると、遺言は無効ということになってしまいます。

しかし、遺言を残そうと考えた高齢者にとって、全文を自書するということだけでもかなりの労力を要することでしょう。このような厳しいルールの存在が自筆証書遺言の利用の妨げになっているということがかねて指摘されていました。

そこで、改正法では、全文自書という原則は維持しつつも、自筆証書遺言に添付する遺産の目録については自書することを要せず、目録の全ページに署名・押印すればよいこととされました。これにより、遺産の目録については、パソコン等で作成したり、他の人に代書してもらうことなどが可能になり、遺言作成者の負担は軽くなります。



## 健康管理の観点から 残業の留意点

弁護士 熊谷 建吾



前回、労務コスト管理の観点から固定残業代制について述べましたが、この制度の導入にあたっては、労働者の健康管理の観点からも注意が必要です。

### 固定残業代制が無効となる場合

労基法に適合する形で金額を設定し、かつ、設定時間を超過して残業した場合には、不足分を追加で支払うという制度を導入した場合であっても、設定時間が80時間にも及ぶようなケースには、公序良俗に反するとして、固定残業代制が無効になる可能性が高いといえます。月80時間という残業時間は「過労死ライン」と言われている水準であり、こうした過重労働を前提にした固定残業代制は導入すべきではありません。固定残業代制が無効とみなされると、支払った固定残業代は所定給とみなされ、別途残業代を支払うことが必要となります。

### 管理監督者に該当する労働者の残業

管理監督者に対しては、残業代を支

払う必要がありませんが、だからといって、企業が管理監督者の労働時間の管理を全くしなくても良いというわけではありません。企業は管理監督者に対しても、安全配慮義務(労働者の生命身体等の安全を確保するよう配慮すべき義務)を負うとした裁判例もありますので、健康管理の観点から労働時間が過重にならないように適切に管理すべきです。これを忘れて管理監督者の心身の健康が損なわれた場合には、企業は損害賠償責任を負う可能性があります。

以上のように、残業問題については、労基法の残業代規制の観点からだけでなく、労働者の健康管理の観点からも十分な配慮が必要です。



# 上場株式の強制執行

弁護士  
橋田 幸典



## 勝訴後の強制執行

金銭債権の支払いを求める民事訴訟で相手方に一定額を支払わせる勝訴判決を得たり、訴訟上の和解が成立した後、相手方が支払わない場合には、強制執行を検討することになります。

相手方が個人の場合は、一般的に預貯金債権や給与債権の差押、不動産の強制競売等を検討します。さらにそれらに加え、株式取引等の資産運用の事実が推測される場合には、上場株式の強制執行が有効な場合があります。

## 上場株式の強制執行の方法

上場株式の強制執行は、通常、証券会社を振替機関等（債権執行の場合の第三債務者に当たる者）として、振替社債等差押命令を申し立てる形で行います。必ずしも株式の銘柄等を特定する必要はなく、「債務者が振替機関等の加入者として有する振替株式（金融商品取引所に上場されているものに限る。）」といった記載で十分です。

上場株式が存在した場合、振替機関等からは、株式の発行者・種類・コード番号・口座番号・金額といった株式の情報、優先権利者及び他の差押え等の有無が回答されます。債権者は、これらの情報に基づいて、換価手続を進めます。

換価方法としては、執行裁判所が定めた金額で債権者に株式を譲渡させる譲渡命令、振替機関等に株式を売却させ、源泉徴収額、手数料を控除した金額の支払いを受ける、売却命令の申立て等の方法があります。

## その他の強制執行等

その他にも、非上場株式、投資信託、最近では仮想通貨等に対する強制執行も、場合により可能です。勝訴後に回収に苦労している方は、ぜひノウハウを有する弁護士にご相談下さい。



# 被疑者勾留と

# 弁護人の役割

弁護士  
堀岡 和正



刑事事件で被疑者が逮捕され、検察庁に身柄が送致された、というニュースをよく見ますが、その後の手続については、あまり知られていないのではないのでしょうか。

送致を受けた検察官は、引き続き身柄拘束をして捜査をしたいと考えれば、送致を受けてから24時間以内に、裁判官に被疑者の勾留（こうりゅう）を請求します。勾留とは、逮捕よりも長期間認められる身柄拘束です。裁判官は「罪を犯したと疑うに足りる相当の理由」が認められるか、証拠隠滅や逃亡のおそれが認められるか等を審査し、被疑者を勾留するかどうか判断します。

勾留の期間は原則10日間ですが、更に10日間延長されることもあります。検察官は、勾留が終わるまでに、起訴するかどうかを決めます。

勾留は、罪を犯したことに対する制裁ではないので、証拠隠滅や逃亡のおそれがなければ認められません。しかし、

弁護士の立場からすると、現在の実務では、証拠隠滅や逃亡のおそれが簡単に認められすぎているように思われます。そのため、逮捕された段階で弁護人に選任された場合には、事前に検察官に勾留を請求しないように働きかけたり、裁判官に勾留しないように働きかけることがあります（国選弁護人の場合は、被疑者が勾留された後選任されるので、このような働きかけはできません）。裁判官が勾留を認めた場合には、裁判官の判断は間違っているとして不服申立てをすることもあります。当初は勾留の必要性が認められたとしても、その後被害弁償をしたり身元引受人が現れたりして事情が変わった場合には、勾留の必要性がなくなったとして、勾留の取消しを請求することもあります。

刑事弁護人の重要な役割の一つは、不必要な勾留をさせないことです。そのために弁護人は様々な活動を行っています。

# 火災保険と合わせて、 地震保険の検討も大切です

弁護士  
日和優人



通常の火災保険だけでは、地震による被害は補償されません。そのため、地震時に備えて、火災保険に加えて地震保険への加入を検討しておく必要があります。すでに火災保険に加入されている方は、契約期間の中途からでも地震保険に加入することが出来ます。

地震保険の保険金額は、基本となる火災保険の30～50%の範囲内で設定することができます(ただし上限額があり、建物が5000万円、家財が1000万円)。地震保険では、損害の状況に応じて支払われる保険金額が決まります。現在は全損(時価の50%以上の損害)、大半損(時価の40%以上の損害)、小半損(時価の20%以上の損害)、一部損(時価の3%以上)の4区分になっており、それぞれ受け取れる保険金は契約金額の100%、60%、30%、5%となります。

例えば、火災保険の保険金額が建物2000万円・家財1000万円で、地震

保険の保険金額をその50%に設定した場合には、全損と認定されれば、保険金は建物の分として1000万円、家財の分として500万円となり、合計1500万円の保険金が支払われることとなります。

損害の認定は保険会社が行いますが、認定の結果に不服がある場合は、日本損害保険協会が運営する「そんぽADRセンター」という相談窓口があります。

また、家屋の損壊などで保険契約に関する手がかりを失ってしまった場合には「自然災害等損保契約照会センター」へ問い合わせると契約の有無について調査をしてもらえます。



# 破産時における 自動車の所有について

弁護士  
角大祐



万が一、破産しても自動車を手放さなくてもよい場合があります。

## 自動車ローンを完済している場合

自動車ローンを完済している場合は、自動車の時価額によって、自動車を手元に残せるかが決まります。

現在、破産手続の効率化、破産者の経済的再生の観点から、時価額が20万円以下の自動車は、原則、破産者の手元に残せる運用となっています。

また、時価額が20万円を超える自動車の場合でも、自由財産(破産者の手元に残せる財産のこと。)の拡張の手続を用いることで、原則、総額99万円までの財産を手元に残すことができます。そのため、自動車を含めた財産が99万円以下であれば、自動車を手元に残すことができます。

## 自動車ローンが残っている場合

自動車ローンが残っている場合は、ローン会社が自動車を引き上げる人が多いです。自動車が引き上げとなる

かは、車検証の所有者名義とローン契約書の内容で決まります。

まず、軽自動車以外の自動車の場合は、車検証の名義が本人名義であれば、自動車は引き上げられません。他方、ローン会社の名義の場合は、自動車は引き上げられてしまいます。

引き上げにならなかった場合に最終的に自動車を手元に残せるかは、ローンを完済している場合と同様、自動車の時価額で決まることになります。

軽自動車の場合や車検証が販売者(ディーラー)名義の場合に自動車を手元に残せるかは、ローン契約書の内容次第となります。契約書の内容は複雑なところがありますので、弁護士に相談することをお勧めします。



# 大規模災害と相続放棄

滝川事務所長 弁護士 村田 雅彦



9月6日の北海道胆振東部地震で被災され方々に心からお見舞い申し上げます。

今回のような、大規模な災害(震災や豪雨など)の被害を受けた場合、不幸にして相続問題が発生しても、法律で定められた期間内に手続を行うことが困難なケースが多々あります。相続放棄は、自分のために相続の開始があったことを知ったときから、3か月以内に家庭裁判所で手続を行わなければなりません。

ですが、今回のような場面に対応するために「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」という法律が用意されています。この法律は阪神淡路大震災の発生後に大規模災害に対応するために制定されました。

この法律では、「著しく異常かつ激甚な非常災害であって(中略)当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をす

べきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護(中略)が特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。」と定められています。

政令で特定非常災害に指定された場合には、被災地に居住する相続人がご自身で相続放棄の期間伸長の手続をとらなくても、災害発生日から最大で1年間(具体的には政令で定められます)相続放棄の期間が延長されます。

先般の北海道胆振東部地震では現在のところ特定非常災害の指定はされていませんが、被災者の皆さまが置かれた状況から考えれば、今後指定される可能性があるといえるでしょう。

被災された方々にとっては煩雑な手続について、考えることすら大変ではないでしょうか。こんなときこそ、私たち弁護士にお手伝いさせていただければと思います。

# 遺言の訂正・変更はいつでも出来ます

弁護士 細谷 祐輔



## 遺言の訂正変更

遺言書には、遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名を自ら記入し押印のうえ作成する自筆証書遺言と、遺言書の内容を遺言者が公証人に伝え、公証人が筆記し、2名以上の証人の立会のもとで作成される公正証書遺言があります。

いずれの遺言であっても、必要があれば既に作成した遺言の内容を変更することができます。変更する方法には、新たな遺言書を作成する方法、既存の遺言書を加除訂正する方法があります。

## 新たに遺言書を作成する方法

新たに遺言書を作成する場合、新しい遺言書と既存の遺言書の内容が矛盾抵触する部分については、新しい遺言が有効となります。これは公正証書か自筆証書遺言かでの違いはなく、公正証書遺言作成後に自筆証書遺言を作成した場合でも、内容が矛盾抵触していれば、後に作成した自筆証書遺言が有効となります。

## 既存の遺言書を訂正する方法

自筆証書遺言であれば、既存の遺言書を自分で訂正することができます。具体的には、①遺言者自ら訂正すること、②変更の場所を指示して、変更した内容を付記すること、③付記した部分に自ら署名すること、④変更した場所に押印することが必要です。変更の方法が厳格で、方法に違反すると遺言が無効とされる可能性があるため、誤りがないよう慎重に行う必要があります。法律相談で事前にチェックを受けることも有益です。

他方で、公正証書遺言の場合は、既存の遺言書の訂正ではなく、変更した内容の新たな遺言書の作成を依頼します。費用はかかりますが、方式違反で無効とされるリスクがなく安心です。



## 警察と検察はそれぞれに 役割を担っています

弁護士 大塚 智子



刑事裁判においては、最終的に裁判官が、有罪か否か、判決を下します。しかし、そのためには、検察官がその事件を起訴し、犯人が有罪であることを裁判で証明(立証)する必要があります。さらに検察官には、起訴・不起訴の判断や裁判での立証活動のために、事件を捜査する権限も与えられています。

### 事件の捜査の手順について

一般的な流れをご説明します。まず、最初の捜査を行うのは警察です。警察は犯人を逮捕するなど、一次的な捜査を行います。その上で事件を検察庁に送致(送検)します。検察官は、警察の捜査内容を確認した上で、警察に追加捜査を指示するほか、検察官自らも取り調べなどの捜査を行います。そして、捜査の集大成として、検察官が起訴・不起訴の判断を行うのです。警察はこの判断を行うことはできません。

なお、いくつか例外はあります。その1つが微罪処分です。警察が非常に軽

微な事件と判断した場合には(たとえば万引きや自転車盗など)、検察に送致(送検)せずに警察段階で終わらせる場合があります。微罪処分の場合、犯人が裁判を受けることはありません。

### 検察庁の特捜部(特別捜査部)が扱う案件も例外です

皆さんもよくご存知のとおり、政治的な事件や大企業の事件については、特捜部は、検察庁だけで独自の捜査を行います。

しかし、これらは、あくまで例外にすぎません。大半のケースにおいては、警察と検察庁の双方が捜査を行います。警察の組織力が無ければ、全ての犯罪について対処することは不可能です。

このように、日本の刑事裁判制度においては、裁判所、検察庁、警察のどれもが、それぞれの役割を担う、重要な存在だと言えるでしょう。

## 働き方改革は、2019年4月から 対応がスタートします

社会保険労務士 杉田 優



今回成立した働き方改革関連法案の骨子は、「長時間労働の是正」と「雇用形態による不合理な待遇差の解消」にあります。

### 長時間労働の是正

時間外労働の上限は、月45時間並びに年360時間を原則とし(現在は行政指導の水準)、臨時的に特別の事情がある場合であっても、年720時間、月100時間未満(法定休日労働含む)、複数月平均で80時間(法定休日労働含む)を限度に設定するなど、残業時間の法規制が強化されます。また、違反した使用者には罰則を科すことになり、労働法務・人事管理の現場では早急に対応すべき重要な改正点の一つとなります。

このルールは企業規模が大企業の場合、2019年4月(中小企業は2020年4月)から適用となるので、早急に自社の労働時間の管理体制を見直し、残業時間の抑制に努める必要があります。特に、原則の限度時間(月45時間)を

超えられるのは1年に6ヵ月までとされているため、年間を通しての計画的な労働時間配置が求められます。

また、10日以上有給休暇が付与されている労働者に対し、5日について毎年時季を指定して与える義務が企業規模に関係なく2019年4月から発生します。

### 雇用形態による不合理な待遇差の解消

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差解消のため、両者を比較して前提が同じなら同一の待遇、前提が異なるならバランスの取れた待遇差の確保が法的に規定化されます。

これらの法改正に伴い当事務所では、改正内容に関する情報提供と具体的な対応のご提案をさせていただきます。何なりとご相談下さい。



| 事務所のある街…苫小牧 |

## 人と人の繋がりが濃密な街、苫小牧

職員 小田原 愛

皆様は苫小牧と聞いた時、どんな印象をお持ちでしょうか。私は、故郷であるこの街に対し、とても穏やかな印象を持っています。山にも海にも手が届きながら、夏は涼しく冬は雪が少ないところは、皆様もご存じだと思います。幼少の頃、「なぜ苫小牧に住んでいるの??」と父に問いかけた時、「これほど住みやすい場所は少ないから」という答えが返ってきたことが、今でも記憶に残っています。当時は漠然と聞き流していましたが、大人になり、家庭を持つようになった今、しみじみと理解出来るものがあります。

地域住民同士の繋がりが深いところも、魅力のひとつではないでしょうか。外回り中に挨拶をしてくれる小学生、毎日無償で子供達の安全を見守る地域の方、たくさん獲れたからと野菜を自宅に届けてくれるご近所の方。

この度の震災においても、当たり前感じていた人の温かさにたくさんの感謝を覚えました。

また、地域住民同士の繋がりは、年間をとおして開催される各イベントからも感じる事が出来ます。私が所属する苫小牧事務所でも、弁護士や職員が諸団体の一員となり、各イベントでの提供者側として市民との交流を図っています。8月のとまこまい港まつり、2月のとまこまいスケートまつりを始め、小学生を対象に様々な職業体験ができるキッズタウン、今年で9回目の開催となったアートフェスティバル、健康づくりと街並の再確認を目的とするウォーキングスタンプラリー等、数々の催しが市民と地域を盛り上げます。人同士の繋がりが街の活性化に繋がっていくものと信じ、たくさんの方が苫小牧を訪れ、この街を好きになってくれたらと願っています。

いつもK&Mレポートをご覧いただき、ありがとうございます。  
ご意見、ご感想などありましたら、以下のアドレスまでメールいただければ幸いです。  
皆様からの貴重なご意見をお待ちしていますので、よろしくお願い致します。

✉ [kmreport@kmlaw.jp](mailto:kmreport@kmlaw.jp)

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <http://www.kmlaw.jp/>  
●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階 TEL 0126-22-3380/FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号 TEL 0125-23-8455/FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101